

【出向に係る本人同意書 記載例】

様式第5号

産業雇用安定助成金 出向に係る本人同意書

支給申請する出向労働者全員分を提出してください。この同意書が提出されない者については、支給対象外となります。

なお、出向労働者との間で元々予定していた出向について既に計画届とともに本同意書を提出している場合であっても、

- ・出向期間の変更(短縮を除く)(※)

- ・出向先事業所の変更

があった場合には、計画届の変更と併せてこの同意書を再提出することが必要です。

(※)例えば、令和3年10月1日～令和3年12月31日に予定していた3か月の出向について同意を得ていた場合、当該3か月の出向の期間が変更なくとも実施時期が前倒し(例えば令和3年9月1日～令和3年11月30日)になったり、後ろ倒し(例えば令和3年11月30日～令和4年1月31日)になる場合にも、再度この同意書の作成が必要です。

		※ 整理番号		
1 対象労働者氏名	労働 一郎		2 雇用保険被保険者番号	1234-567890-1
3 出向先事業所名	▲▲IT 株式会社		4 出向期間	令和3年5月1日 ～ 令和5年4月30日
本人確認欄		① 出向期間終了後、出向元事業所へ復帰することになっている。 ((はい)・いいえ)		
		② 出向指示を受け入れる際に、出向指示承諾の意思がないのにも関わらず、出向元事業主より、多数回・長期に及ぶ出向強要が行われたり、退職や著しい処遇低下以外の選択肢を与えられないなど、自由な意思決定が妨げられる状況に置かれて、出向指示の承諾を強要されたと受け止めている。 (はい)・(いいえ)		
		③ 出向元事業所より、本件の出向について、労働組合等との間で締結した協定書および出向契約書の内容に基づく説明を受けた上で出向指示に承諾をしている。 ((はい)・いいえ)		
		④ ①～③の内容確認のため、労働局又はハローワークからご本人へ下記住所へ郵送により確認票を送付することとしています。郵送による確認を希望されますか。 なお、「いいえ」の場合であっても、後から、任意の書面や電話で申告することも可能です。お近くの都道府県労働局もしくはハローワークまでお問い合わせください。 また、郵送による確認の希望の有無に関わらず、本人確認欄の内容確認のため労働局又はハローワークから電話(下記電話番号)によるご連絡をすることがありますので、ご協力をお願いします。		
(注) 労働局又はハローワークから連絡しても差し支えない電話番号(携帯番号)を記載してください。		〒 111-1111 住所 福島県郡山市●●1-11-11 電話番号(注) (090-XXXX-XXXX)		
		氏名(署名) 労働 一郎		(チェック欄) <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ